

スポットが当たる保険税務等の最新事情

1. 年金払い生保の課税問題

保険に関する税制や税務に注目が集まっています。まずは、財務省・国税庁が年金払い特約付生命保険等により支払われた年金に対する相続税と所得税（雑所得として課税）の二重課税問題を解消するため、二重課税となっていた所得税の部分の還付等を行う手続きを開始したことです。これは、年金払い特約付生命保険に加入し保険料を支払っていた夫が死亡し、妻が受け取った年金をめぐる争われていた最高裁の裁判が発端となったものです。

最高裁は今年7月、要旨「妻の相続した年金受給権は相続税の課税対象だったので、支払われた年金のうち年金受給権部分に相当する経済的価値は所得税の課税対象とならない」と判断し、税務署がした所得税の更正処分を取り消しました。

これを受けて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算方法について所得税法施行令185条及び186条（附則により過去年金につき更正の請求が行われた場合についても適用されます）が制定され、10月20日に公布・施行されました。国税庁は同日付で同条に係る解釈通達とともに「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」と題する文書を公表し、平成17年分から平成21年分の相続等に係る年金の所得税の取り過ぎ分について、取扱いの変更を知った日から2ヶ月以内に更正の請求を行う等、納税者が適法に手続きすることを条件に所得税を還付することを明らかにしました。なお政府サイドでは、平成12年分以降平成16年分までについては、法律的な手当をして還付する方針を明らかにしています。

2. 一時所得でも注目裁判

昨年7月に福岡高裁が下した保険金税務関連の判決の上告審も注目です。問題になったのは、会社で加入した養老保険で、被保険者を役員、満期保険金の受取人を同役員と家族ら、死亡保険金の受取人を

役員の経営する会社とし、保険料の2分の1を損金計理して会社負担としていた保険料相当額です。この役員は満期保険金を受け取ったとき、一時所得の計算上、会社が損金にしていた保険料も「収入を得るために支出した金額」として控除していました。これに対し国税当局が、会社が負担した保険料は「収入を得るために支出した金額」に当たらないとして更正したことから争いとなったものです。1審、2審の福岡高裁とも「所得税法からは一時所得の計算上控除できるのは本人負担分に限られるかどうかは明らかでない」などとして、会社が損金にした保険料の控除を認めています。

現在この裁判は最高裁で審理中です。こうしたなか、今年1月には、法人の役員が、その法人から解約返戻金相当額で譲渡を受けた終身保険の解約返戻金に係る一時所得の計算上、会社負担分の保険料まで控除できるかどうかをめぐる事案について国税不服審判所は「控除できない」との判決を下しています（平成22年1月19日）。真っ向から対立する法律解釈をめぐる、最高裁から目が離せません。

3. 死亡保険金非課税制度が相続税増税のネタに

政府税制調査会は、「死亡保険金・死亡退職金の非課税措置」を相続税増税論議の俎上に上げました。

もともなったのは、会計検査院の「特定検査」です。これは「平成15年分の相続税申告で取得財産価額の合計額上位の2,795件について死亡保険金の非課税措置の適用状況」を調査したものです。それによると、このうち、この非課税措置を適用しているのは1,087件、適用率は38.8%で、「所得税申告書から総所得金額を確認できる902人についてみると、総所得金額が1000万円以上の者は277人おり高所得者も適用している状況」としています。会計検査院がつけた所見では「節税目的とみられるものも見受けられる」としていました。

具体的にどのように節税等を制限するのか、これも注目です。